

事 務 連 絡
令和7年2月14日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉・児童福祉主管課（室） 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
こども家庭庁支援局障害児支援課

令和7年度の福祉・介護職員等処遇改善加算の取得に係る
処遇改善計画書の提出期限について

平素より、障害保健福祉行政の推進に、格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

令和7年度における福祉・介護職員等処遇改善加算については、令和7年1月30日に開催された第145回社会保障審議会障害者部会及び第10回こども家庭審議会障害児支援部会においてお示ししたとおり、介護分野と同様に、要件の弾力化を検討しています。

見直し後の様式等については2月中を目途にお知らせする予定ですが、要件弾力化の周知期間等を考慮し、福祉・介護職員等処遇改善加算の処遇改善計画書の提出については、通常、この加算を算定する月の前々月の末日までに行うこととしていたところですが、令和7年4月及び5月分を算定する場合は、同年4月15日までに行うこととする予定です。

つきましては、各自治体におかれては、管内の障害福祉サービス事業所等に周知いただくとともに、福祉・介護職員等処遇改善加算の申請受付について御対応いただきますようお願いいたします。

なお、令和7年6月以降の福祉・介護職員等処遇改善加算の申請については、通常どおり、この加算を算定する月の前々月の末日までに行うこととする予定です。

(本件連絡先)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課 評価・基準係
電 話：03-5253-1111（内線 3036）